

農薬（製剤）の生活環境動植物（水産動植物）に関する審査ガイダンス（令和4年3月22日付け3消安第6701号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>第4 農薬（製剤）による水産動植物に対する影響に関する評価 （略）</p> <p>製剤毒性値 （略）</p> <p>製剤濃度</p> <p>広さ10a、水深5cmの水中（50,000L：10aの水田の水深5cmの田面水の水量に相当）に最大使用量の農薬（製剤）が均一に分布した場合の製剤の濃度。なお、水で希釈して使用する製剤においては、適用表中の最大使用液量による10a当たりの製剤使用量を用いて製剤濃度を算出するが、適用表に<u>単位面積当たりの使用液量が記載されていない場合は、別紙1に記載の作物ごとの散布液量及び株数を算出に用いる。</u></p> <p>1. （略）</p> <p>2. 製剤試験が提出されていない場合の製剤毒性値の推定方法</p> <p><u>適用農作物</u>が水系作物以外のみの農薬等で製剤試験が提出されていない場合、農薬原体を用いた水域の生活環境動植物への影響試験（以下「有効成分試験」という。）の毒性値から、別紙3に従い、各水産動植物の製剤毒性値を推定する。</p> <p>3. ～6. （略）</p> <p>第5・第6 （略）</p> <p>第7 使用にあたって注意を喚起する観点からの注意事項 （略）</p> <p>（1）使用場面を考慮した注意事項</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>適用農作物</u>に塗布して使用される場合</p> <p>④ <u>適用農作物</u>に樹幹注入して使用される場合</p> | <p>第4 農薬（製剤）による水産動植物に対する影響に関する評価 （略）</p> <p>製剤毒性値 （略）</p> <p>製剤濃度</p> <p>広さ10a、水深5cmの水中（50,000L：10aの水田の水深5cmの田面水の水量に相当）に最大使用量の農薬（製剤）が均一に分布した場合の製剤の濃度。なお、水で希釈して使用する製剤においては、適用表中の最大使用液量による10a当たりの製剤使用量を用いて製剤濃度を算出するが、適用表に使用液量が記載されていない場合は、別紙1に記載の散布液量を算出に用いる。</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 製剤試験が提出されていない場合の製剤毒性値の推定方法</p> <p><u>適用作物</u>が水系作物以外のみの農薬等で製剤試験が提出されていない場合、農薬原体を用いた水域の生活環境動植物への影響試験（以下「有効成分試験」という。）の毒性値から、別紙3に従い、各水産動植物の製剤毒性値を推定する。</p> <p>3. ～6. （略）</p> <p>第5・第6 （略）</p> <p>第7 使用にあたって注意を喚起する観点からの注意事項 （略）</p> <p>（1）使用場面を考慮した注意事項</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ <u>適用作物</u>に塗布して使用される場合</p> <p>④ <u>適用作物</u>に樹幹注入して使用される場合</p> |

⑤ (略)

(2) (略)

別紙 1

作物ごとの散布液量及び株数

1. (略)

2. 作物ごとの 10 a 当たり株数*

| 作物名** | 株数 |
|-------|-----|
| (略) | (略) |
| ヒヤシンス | (略) |
| (略) | (略) |

※ (略)

※※表に掲載以外の作物に関しては、FAMIC 農薬検査部に確認すること。

3. セルトレイ一冊当たりの本数

| 作物名* | 本数 |
|--------|---------|
| てんさい | 1,400 本 |
| ねぎ | 200 本 |
| トマト | 72 本 |
| ミニトマト | 72 本 |
| カリフラワー | 72 本 |
| ブロッコリー | 72 本 |
| キャベツ | 72 本 |
| はくさい | 72 本 |
| 非結球レタス | 128 本 |

⑤ (略)

(2) (略)

別紙 1

作物ごとの散布液量及び株数

1. (略)

2. 作物ごとの 10a 当たり株数*

| 作物名** | 株数 |
|-------|-----|
| (略) | (略) |
| ヒアシンス | (略) |
| (略) | (略) |

※ (略)

※※表に掲載以外の作物に関しては、FAMIC 農薬検査部に確認すること。

(新設)

※表に掲載以外の作物に関しては、FAMIC 農薬検査部に確認すること。

別紙 7

水産動植物への影響を考慮した注意事項

1. 影響指数による評価結果に基づく注意事項

(1) 水系作物の適用がある場合

| 影響指数 | | 注意事項 | |
|------|----------------|---------|---|
| 魚類 | (略) | (略) | |
| | 1 ≧ 影響指数 > 0.1 | (略) | (略) |
| | | 育苗箱への使用 | (1) (略) (2) 移植後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。 |
| | | (略) | (略) |
| (略) | (略) | | |
| (略) | (略) | | |

※：(略)

(2) (略)

2. (略)

3. 使用にあたって注意を喚起する観点からの注意事項

(1) 使用場面を考慮した注意事項

| 使用場面 | 注意事項 |
|-------------|----------------------------|
| (略) | (略) |
| 適用農作物に塗布して使 | 容器の洗浄水、空容器等は水産動植物に影響を与えないよ |

別紙 7

水産動植物への影響を考慮した注意事項

1. 影響指数による評価結果に基づく注意事項

(1) 水系作物の適用がある場合

| 影響指数 | | 注意事項 | |
|------|----------------|---------|---|
| 魚類 | (略) | (略) | |
| | 1 ≧ 影響指数 > 0.1 | (略) | (略) |
| | | 育苗箱への使用 | (1) (略) (2) 移植後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。 |
| | | (略) | (略) |
| (略) | (略) | | |
| (略) | (略) | | |

※：(略)

(2) (略)

2. (略)

3. 使用にあたって注意を喚起する観点からの注意事項

(1) 使用場面を考慮した注意事項

| 使用場面 | 注意事項 |
|-------------|---------------------------|
| (略) | (略) |
| 適用作物に塗布して使用 | 容器の洗浄水、空容器等は水産動植物に影響を与えない |

| | |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| 用される場合 | う適切に処理すること。 |
| <u>適用農作物</u> に樹幹注入して使用される場合 | 空容器は必ず回収し、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。 |
| (略) | (略) |

| | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| される場合 | よう適切に処理すること。 |
| <u>適用作物</u> に樹幹注入して使用される場合 | 空容器は必ず回収し、水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。 |
| (略) | (略) |

(2) (略)

(2) (略)

附則

本通知は、令和6年4月1日から施行し、本通知による改正後の「農薬（製剤）の生活環境動植物（水産動植物）に関する審査ガイダンス」の規定は、令和6年4月1日以降に行われる農薬の登録申請において提出される資料について適用する。